

茨城県教育委員会 殿

茨城県国公立高等学校等奨学給付金（家計急変）受給申請書

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。（注：次の4点全てが該当する場合、申請が可能です。）

※
必
須
項
目

- ☐ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、茨城県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 私は茨城県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等（母子生活支援施設の高校生等を除く）は、児童福祉法による児童入所施設設置費（見学旅費又は特別育成費）の支弁対象ではありません。

国公立高等学校等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	
		自宅電話番号	
		携帯電話	
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 高校生等本人 ・ その他（ ）		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

【対象となる高校生等について】

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名							
在学する学校	学校の名称	国立 ・ 公立 (学年： 年生)					
		学校の種類・課程・学科：					
	学校の所在地	都道府県 市区町村					
	在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日					
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数			
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □			
	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数			
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □			

↓ 上記の高校生等と同じ学校に通う兄弟姉妹がいる場合は記入してください。（兄弟姉妹が2名以上いる場合は、申請書コピーに記入し添付してください。）

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名							
在学する学校	学校の名称	国立 ・ 公立					
		学校の種類・課程・学科：					
	学校の所在地	都道府県 市区町村					
	在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日					
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数			
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □			
	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数			
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □			

様式 1－2（その 2）

【保護者等の家計急変の状況について】（該当する□にレ点付けてください。）

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

（１） 次の者の課税証明書等を提出します。

①	☐	親権者（両親） 2 名分 ・ 高校生等が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が 2 人存在する場合
②	☐	親権者 1 名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長または児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・ 離婚、死別等により親権者が 1 名の場合 ・ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の 1 人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ） 名分 ・ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等） 2 名 ・ 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者 に 変 更 が な い 場 合
⑤	☐	主たる生計維持者 1 名分 ・ 生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・ 入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・ 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が 1 人だった場合 ・ 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	☐	高校生等本人 ・ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 ・ 未成年ではあるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下、同様）。

※下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

☐	私の世帯は、現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。 ※必須項目
--------------------------	---

【保護者等の状況について】 非課税世帯の場合のみ記入（生業扶助世帯は記入不要）〈家計急変後〉

対象となる高校生等の保護者等（親権者または主たる生計維持者（上記④に該当する場合は2名）または未成年後見人（申請者含む））について記載してください。

保護者等の状況	続柄	氏 名	生年月日（年齢）	職業等	備 考
			（ 才）		
			（ 才）		
			（ 才）		

「茨城県国公立高等学校等奨学給付金（家計急変）受給申請書」記入上の注意

【様式 1-1 (その2) 対象となる高校生等について】は、次により記入してください。

イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【様式 1-2 (その2) 保護者等の家計急変の状況について】は、次により記入してください。

イ 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長

②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③法人である未成年後見人

④民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者等

ロ 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。

ハ 様式 1-2 (その2) 家計の状況が②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

様式 1-2 (その2) 家計の状況が②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」は、⑤及び⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

ニ 様式 1-2 (その2) 家計の状況が①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の確認書類等を添付してください。

ホ 様式 1-2 (その2) 家計の状況が⑤又は⑥に該当するときは、**生徒本人、又は主として生徒の生計をその収入により維持している者**（医療保険各法（注）における扶養者等）の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（**扶養誓約書**）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合は、補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。